

平成 30 年度

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会

総 会



日 時：平成30年5月27日（日）

14：00～17：00

会 場：上井公民館

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 議長選出（副会長）
- 5 報告事項 14:10
 - (1) 全日本アドバイザー連合会・中四国アド・県民会議の状況等について（会長）
 - (2) その他
- 6 議案審議 14:30
 - (1) 平成29年度活動の総括・事業報告並びに収支決算について
(監査報告)
 - (2) 平成30年度活動方針（案）・事業計画（案）・収支予算（案）について
 - (3) その他
 - ・規約改正について
- 7 議長解任 16:30
- 8 その他
- 9 閉会 17:00
- 10 懇親会 17:30

（倉吉駅前 {千年の宴・35} ）



平成29年度運動の総括及び事業報告について

はじめに

平成29年度は、全日本アド連結成21周年を迎え、生みの親である国民会議が解散して8年も経過したことから、自主独立の歩みが求められる世代となっている、との認識に立って、社会的責任を自覚した成人としての歩みを開始しようと決意してスタートした年であった。

全日本アド連と各都道府県アド協議会の連帯感を強め、情報の共有化を図る等、育成運動の活性化に努めた年と云える。

我々の運動を周知していくために、育成運動の基本目標を確認し、重点運動を設定し、青少年問題とは何か？を、問い直し、それを解消するために、家庭・地域の教育力を復元することが重要と考えて「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を提唱・推進してきた。

これらの運動を進める我らの、後継者を養成するため、先ずは、各県でアド入門講座の開設。更に、国立教育機構からゆめ基金導入して認定講座を継続実施して、仲間を増やす努力を続けてきた。

更に、会員意識の啓発・高揚を図るために、目標を示した「のぼり旗」をはじめ、紹介パンフレットや「ありがとう一日100回運動」の啓発シール、更に会員バッチや共通の名刺（台紙）を作成・活用し、社会的な認知度の向上にも努めた。

又、様々な青少年問題は、我々大人社会が作り出している問題であるとの認識から、全ての国民を挙げて取り組むべき課題であり、青少年健全育成基本法の制定や国民運動の再興を願って国会議員等への要望運動を強めた一年であった。

以下、その概要を報告して、新年度の躍進に備えたい。

1 青少年育成の基本目標について

我々の生みの親である青少年育成国民会議の結成宣言が、われらの目指す育成運動の基本目標であることを確認し、各組織や各養成講座において、徹底に努めた意義は大きい。

この目標が、青少年育成を考える重要なポイントになるからである。今後も、全会員に徹底していく必要がある。

2、現状の認識と課題について

(1) 青少年を取り巻く社会と青少年の現状

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会

性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が多くあります。

このような、現状の中に憂慮すべき青少年問題を生み出す根本的要因があることから、今後とも注意深く見つめていく必要がある。

(2) 組織の現状

他の団体や役職で活動している人がいて、組織的な独自活動が弱いのが現状である。一方、高齢化等により、会員が増加しない現状がみられる中、全日本の養成講座、本県の養成講座の計画をし、実施したが、新しい会員を入れるところには至っていない。県民会議委嘱の推進指導員との合同研修ができ、今後、会員拡大につなげたい。

(3) 青少年育成運動の経過

各都道府県の我らアド連が市町村民会議の諸活動見直しも含めて、積極的に参画していく必要があり、今後とも、我らの課題とする。

更に、基本目標の実現を目指すため「人づくり（我づくり）を積み上げて、町づくり・国づくりを」のスローガンに則り、地方創生が国家的課題となっている今日、地域の未来を担う、青少年の育成を中心に据えた町づくり・国づくりを進めることが重要な課題であると認識した。

(4) 青少年育成アドバイザーの役割

十分、県民へ明確に伝わっていない現状があるが、町民会議の会で紹介した事例もあり、地道なPRを継続していく必要がある。

また、全日本で作成された啓発資料の活用も期待される。

(5) 青少年育成アドバイザーの養成

・全日本の養成講座に新会員の派遣はできなかった。

本県からの出席は、山本会長、清水さん、西上さんの3名であった。県単位の養成講座の計画は作成し、会員の学びたい内容についてテーマ設定をするとともに、会員の中から、専門的分野の講義も入れた。新会員の参加には至っていない現状がある。

(6) 子ども・若者育成支援推進法との関係

11月、内閣府のブロック研修会に多くの会員に参加いただき、充実した研修になった。グループワークでは引きこもり等支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」の具体的方策について研究・討議を行い、我らの運動のあり方について検討した。

「青少年健全育成基本法」の制定について、本県は、平成28年度に全国会議員に要望書を提出した。地方議会への陳情も試みた。

3 重点運動方針に関する総括

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めることについて

1) アドバイザー自身の活動を見直すことについて

① 自分に占めるアドバイザーの位置を高め、先ずは、優先してアド関係事業や会議に参加することに努め、アド共通の名刺台紙を活用することを奨励した。

これにより少しは各種会議・事業への参加は高まったし、名刺の活用も少し広がってきた。今後も、自らの自覚を高め、周囲にその存在を知らしめる必要がある。

② 所属する都道府県アドの活動は「このままで良いか」との視点で、現状を見つめ直し、運動の活性化に努めてきた。

県の一強調運動の推進として、最も力を入れる運動を一つ決める活動については、近年の子どもの貧困に関する課題に対し、まずは、私たち自身が学習を深めることからスタートし、「子どもの貧困」「子ども食堂」について外部講師を招き研修を深めた。会員の一人は、民泊をはじめ、地域の高齢者などが集まれる食堂の実践をはじめた。

(2) 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の推進について

・会員が、各個人・所属団体の中で、講演や事業の中で、主旨に沿った運動を地道に取り組んできている。

(3) 各都道府県・市町村民会議の青少年育成運動に参画しその活性化を図ることについて

1) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ることについて

① 実際に、役員に属しながら活動に参画し、提言をしている会員もあった。個々の会員については、所属の仕方が十分でなく、関わりの薄い部分もあった、

② 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進することについては、前述(2)の重点運動報告の通りであるが、市町村民会議単位としては、会長所属の鳥取県三朝町民会議で、重点運動に決定されたが具体的な活動に至らず来年度に期待されている。

③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をすることについては、アド組織やアド個人の活動については、シールや缶パッチ、更にのぼり旗の活用により、広がりを見せてきたが、市町村民会議での取り組みは極めて一部に留まっている。提唱した本県では、さらに、継続・充実する必要がある。

④ 従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案に努めることについては、全体的な取り組みに広がっておらず、今後の取り組みが期待されるが、鳥取県では県民会議の結成50周年記念事業に向けて、50年を振り返り、今後の運動指針として「未来の子どもたちへのメッセージ」が発せられるにあたり、常任理事として参加している県アド協副会長が、重要な役割を果たすことができた。今後、都道府県や市町村民会議へのアプローチも大きな課題である。

2) 県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ることについて

- ① 県民会議の諸事業に参画することについては、役員や、推進指導員等積極的に参加し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけ、改善に向けた提案を行っている。さらに、マンネリ化の打破に挑戦する必要がある。

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、諸団体との連携を図ることについて

1) 独自の運動を強化・継続することについて

- ① 一昨年、本県は、各会員が要望書又は制定要望のハガキを県選出議員に送付した。
- ② 地方自治体への理解を進めるため、地方議会議員(都道府県・市区町村)への要請を行うことについては、鳥取県三朝町議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について(陳情)し、「採択」され。衆参両院議長を始め総理他関係大臣に制定を要望する意見書が提出されることになった。今後も、この運動をアド会員が存在する地方議会へ働きかけしていくこととする。

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

1) 隣のおじさんおばさん運動について

各県並びに各アド個人の日常活動として、継続して活発に取り組まれているものと認識しており、今後とも育成運動の根幹となるこの運動を継続していくべきと考えている。

2) 子ども・若者の居場所づくりについて

様々な青少年問題の解消の重要なポイントは「子ども達が安心して過ごすことのできる場所づくり」である。本来家庭や地域たまり場であろうが、それが失われている。今後も、我らに重点運動である「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を推進する中で、成果を上げていきたいものである。

・事例の様子をHPや「アド連だより」で紹介することについては、情報が届かず、今後の課題である。

3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動について

平成29年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 事業実績報告

事業名	実施時期	実施場所	事業内容
○役員会・監査会	4/23（日）	県立倉吉体育文化会館	平成29年度総会について
○総会	5/7（日）	県立倉吉体育文化会館	平成28年度事業報告・決算 平成29年度事業計画・予算
■中四国青少年育成アドバイザー連合会総会	5/20（土）	香川県高松市・県青年センター	平成28年度事業報告・決算 平成29年度事業計画・予算
○青少年育成県民会議総会	5/31（水）	とりぎん文化会館	平成28年度事業報告・決算 平成29年度事業計画・予算
△全日本青少年育成アドバイザー連合会総会	6/25-26	岐阜県岐阜市	総会と研修会
○第1回研修会	8/27（日）	倉吉市・上井公民館	講演「子どもの貧困」 県くらし応援対策室上川室長
■中四国青少年育成アドバイザー研究集会	9/30（土） - 10/1日	高知県「かんぽの宿・伊野」	実践発表、創作体験、高校生発表、紙芝居等
△内閣府主催事業「子ども若者育成支援地域連携事業」へ参加	10/26（木）	とりぎん文化会館	・説明「子ども若者支援施策」 ・4分科会で協議
○第2回研修会（青少年育成推進指導員研修会と合同）	11/14（火）	伯耆しあわせの郷	・提案「青少年問題」山本会長 ・講演「子どもの居場所事業について」中谷塾長
○第3回研修会	2/10（土）	県立倉吉体育文化会館	・子ども食堂の取り組み ・心理交流分析について
▲全日本アドバイザー養成講座	2/23（金） - 25（日）	東京オリンピックセンター	講義・演習
○アドバイザー通信	5/24・8/25・12/11		会員の意見、研修報告等
○HP更新	随時		

* その他、会長は、中四国・全日本各役員会等に出席。（詳細別紙）

* 記号は以下の通り ○鳥取県 ■中四国 △全日本

H29年度 会長の動向報告

- ① 7月8日～北海道アド総会出席（山本会長・峠広報委員長）
- ② 7月9日～国民会議創始者の末次一郎先生17回忌法要に出席～テキスト作成資金の助成財団の紹介を受ける。
- ③ 7月10日～教育問題協議会。社会教育委員連合。生涯学習の町づくり協会。等関係団体へ「青少年健全育成基本法」制定要望運動ほか連携強化の為に訪問（東京）し理解と協力を依頼
- ④ 9月11日～近畿ブロック研修会（山本会長・峠広報委員長出席。神戸パルテホテル）
- ⑤ 9月30日～10月1日～中四国ブロック研修会出席（山本会長・峠広報委員長。高知県簡保の宿）
- ⑥ 10月22日～茨城県アド養成講座出席
- ⑦ 10月24日～内閣府訪問（配島養成委員会事務担当同席）
養成講座の後援依頼。通信教育テキストへ「青少年育成読本」からの資料活用許可願
い。内閣府からは、従来どおりの協力が得られると感じた。
- ⑧ 11月19日～東海・北陸ブロック研修会（山本会長・峠広報委員長。富山市）
- ⑨ 11月27～28日内閣府主催の研修会・・・昨年以上の参加者、その後に研修・役員会を
開催する地区など、各組織活動の前進しつつある姿が確認でき、非常に頼もしく嬉し
く感じた。
・夢基金の申請と交付決定・・・決定額41万円。これにより参加費を1万7千円とした。
- ⑩ 11月28～29日～理事会等合同会議～通信教育テキスト作成の検討・・・末次先生17回
忌法要のご縁で「今井財団」（今井光郎教育文化歴史教育財団）の紹介を受け100万
円の補助金申請をしている。事業期間は30年4月1日～9月30日。（申請資料及び
作成計画は別紙、詳細はこの会議で協議）
- ⑪ 12月24日～鳥取県議会副議長と面談～基本法制定要望陳情書提出に句ヶタ事前打合
わせ
- ⑫ 1月15～16日～広島県アド養成講座～（山本会長・峠広報委員長。広島県福山市）
- ⑬ 1月19日～基本法制定要望書・封書印刷～倉吉市矢積印刷
- ⑭ 1月21日～兵庫県アド養成講座～（山本会長・峠広報委員長。神戸市兵庫県民会館）
- ⑮ 1月28日～沖縄県民会議化製50周年記念大会～（山本会長・谷本事務局長。沖縄
県浦添市てだこホール）
昼～沖縄アド知念事務局長。夜～宜野湾アド並びに宜野湾育成協議会役員と懇談
- ⑯ 三朝町議会議長へ基本法制定要望陳情書提出（清水広報事務担当と）
- ⑰ 2月22日付け～国会議員へ基本法制定要望書提出（郵送）～
- ⑱ 3月15日付け～自民党以外の国会議員へ基本法制定要望書提出（郵送）～
- ⑲ 4月13日午前～内閣府表敬訪問（桜川主査退職と参事官補佐面談）
午後～国会議員会館を訪問し、基本法制定要望運動について経過と今後に
ついて協議。

平成29年度 鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 決算書

収入の部

単位:円

科目	H29年度予算額	H29年度決算額	増減額	備考
繰越金	37,770	37,770	0	
会費	42,000	33,000	△9,000	11名× 3,000円
助成金	45,000	45,000	0	県民会議
雑収入	0	0	0	貯金利息
計	124,770	115,770	△9,000	

支出の部

単位:円

科目	H29年度予算額	H29年度決算額	増減額	備考
謝金	10,000	7,160	△2,840	
旅費	60,000	50,000	△10,000	計10名の研修旅費
庁費 小計	30,000	16,094	△ 13,906	
消耗品費	0	0	0	
印刷製本費	5,000	840	△4,160	「アドバイザー通信」印刷他
通信運搬費	10,000	3,014	△6,986	「アドバイザー通信」送料
借料損料	5,000	8,600	3,600	例会等会場費
会議費	10,000	3,640	△6,360	例会等お茶等
負担金	13,000	13,000	0	全日本アドバイザー会
予備費	11,770	0	△11,770	
計	124,770	86,254	△38,516	

収入総額 115,770 円

支出総額 86,254 円

残金 29,516 円

* 残金はH30年度に繰越します

会 計 監 査 報 告 書

平成 29 年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会の会計監査について下記の
とおり報告します。

記

監査年月日 平成 30 年 5 月 5 日 (土)


監査場所 県立倉吉体育文化会館

監査結果


平成 29 年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会の会計を監査
した結果、証票、諸帳簿、通帳等、整理されており、決算書のと
おり間違いのないことをご報告いたします。

平成 30 年 5 月 5 日

監査委員

井上 廉女 

監査委員

西上 洋治 

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会
会 長 山 本 邦 彦 様

平成30年度運動方針及び事業計画（案）について

はじめに

青少年育成国民会議が解散して9年が経過し、全日本アド連結成22年を迎えた。

人間であれば成人に達し、社会的責任を自覚して、自主独立の歩みが求められる世代となり、**正に私達が青少年育成国民運動の中核を担う時代を迎えています。**

社会は急激に変化を続けており、その社会を写す鏡が青少年であると云われますが、数多くの様々な問題が指摘されています。**とりわけ、少子・高齢化と人口減少社会が急速に進んで、地方のみならず我が国の活力が低下していくことが予測される現状の中で、青少年のみが我が国の希望であり、この育成こそ国家的な課題の解決には不可欠であります。**

その為にも、青少年自身が抱えている様々な問題を解消して、新しい次代を切り拓いていく逞しい力を備えた青少年を育成していくことが、必要であります。

全ての国民は、青少年が社会の一員として、自分の未来について夢と希望を持ち、地域の未来を創造し、国の在り方を見つめて、その実現を目指して努力する心情を育て、それが実現できるような環境づくりを進めていく義務と責任があると考えます。

その為、青少年の育成は全ての国民を挙げて取り組むべき課題であり、我々が、青少年健全育成基本法の制定や国民運動の再興を強く願う理由もここにあります。

我々は、育成運動が目指してきたものと運動の経過を踏まえて、青少年の現状と課題を明らかにし、我らアドバイザーの役割を再認識しながら、**「志」と行動力を結集して団結し、自信と誇りをもって、**新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものであります。

1 青少年育成の基本目標について

我々の生みの親である青少年育成国民会議の結成宣言が、われらの目指す育成運動の基本目標であることを確認し、各組織や各養成講座において、徹底に努めた意義は大きい。「青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- 1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- 2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- 3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう」

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

2、現状の認識と課題について

(1) 青少年を取り巻く社会と青少年の現状

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が多くあります。

このような、現状の中に憂慮すべき青少年問題を生み出す根本的要因があることから、今後とも注意深く見つめていく必要がある。

(2) 組織の現状

他の団体や役職で活動している人がいて、組織的な独自活動が弱いのが現状である。一方、高齢化等により、会員が増加しない現状がみられる中、全日本の養成講座、本県の養成講座の計画をし、実施したが、新しい会員を入れるところには至っていない。養成講座、基礎講座、県民会議委嘱の推進指導員との合同研修等、機会を捉えて、啓発し、会員拡大につなげたい。

(3) 青少年育成運動の経過

各都道府県の我らアド連が市町村民会議の諸活動見直しも含めて、積極的に参画していく必要があり、今後とも、我らの課題とする。

更に、基本目標の実現を目指すため「人づくり(我づくり)を積み上げて、町づくり・国づくりを」のスローガンに則り、地方創生が国家的課題となっている今日、地域の未来を担う、青少年の育成を中心に据えた町づくり・国づくりを進めることが重要な課題であると認識した。

(4) 青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、**地域活動に参画し**、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担っています。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織を支援し運営基盤づくりや青少年育成に関心の高い町づくり・県づくりに力を注ぐこと。
- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のため行政や関係団体との連携を図ること。

(5) 青少年育成アドバイザーの養成

私たちの仲間を増やすため、地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくるために、(仮称)初級アドバイザーの養成に努め会員拡大に努めることが重要です。これによって、全日本コースの受講希望者を増やすことに努める。

(6) 子ども・若者育成支援推進法との関係

「青少年健全育成基本法」の制定に向けての、全日本アドの動きを受け**地方議会や県民会議等連合会**、更に制定を要望する**育成団体や青少年団体**と連帯を強化しながら、引き続きその成立を目指すための運動を推進します。

3、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みます。

- (1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- (2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- (3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- (4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

[具体的な内容]

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。??

1) **自分自身の活動を見直します。**

① 自分の中に占めるアドの位置を高める為にも、まずは、優先してアド関係事業や**地域の活動**・会議に参加すると共に周囲に自分がアドであることを理解願う為、名刺に「青少年育成アドバイザー」を印字し、自己アピールをします。アド共通の台紙を活用します。(HP パスワードは adomeishi201608)

② **鳥取県アド強調運動の設定**

○「ありがとう 100 回運動」の推進

(2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を継続して推進します。

・スローガン～「子どもが伸びるチャンスを活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～子ども達が、家庭・地域・社会の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践するよう支援することを、育成運動の重点とします。(運動要旨は別紙添付の趣意書のとおり)

①**家庭で「一緒に〇〇しよう」(食事・炊事・掃除・洗濯・入浴・買い物・外出ほか)運動の推進**

～これによって、親子関係の希薄化を解消し、基本的生活習慣の獲得を進めます。

②**地域で「子どもの出番をつくろう」(子どもが行事に参画する～自治会・公民館・児童館・神社仏閣・関係諸団体が実施する諸行事)運動の推進**

～これによって、人間関係づくり能力や社会規範意識の昂揚に努めます。

③まちで（市区町村）「子どもが輝く機会をつくろう」（子どもの生き活きと頑張る姿が発表でき、それを称賛する機会をつくる）運動の推進

～これによって、子どもたちが自己肯定感を高め、社会の一員としての自信と責任を培います。

（３）各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

①まず、アド自身が、県民会議・市町村民会議に参画し、行動を共にしながら、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。活性化方策の提案に努める。

②「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。

③「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。

（４）青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

１）独自の運動を強化・継続します

全日本の動きを受け、国・県・市町村議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出」の陳情を行い、地方議会の意志として、国（衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係閣僚）へ要望書の提出をしていくことを検討していく。

２）県民会議等連合会との連携を強化します。

共 に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すための働きかけを強めます。

３）関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ります。

４、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

１） 隣のおじさんおばさん運動

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにあります。そのために挨拶や見守り、良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

２） 子ども・若者の居場所づくり

コミュニケーションの能力の低下が課題となっています。子ども・若者が気を許し安心できる場が少なくなり、ニートや引きこもり・不登校、など自宅から外出しない子ども・若者が増えています。ケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向もあります。

公民館や児童館、青少年センター、古民家や空き商店街、等できるところで気軽に子ども・若者が集える居場所や子ども食堂を考えていきます。

３） ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

スマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNSアプリの進化は、いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化しその対策が急務となっています。保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタルコントロールの営みを深めていく必要があります。

平成30年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 事業実施計画（案）

事業名	実施時期	実施場所	事業内容
○役員会・監査会	5/5（日）	倉吉市	平成30年度総会について
○総会	5/27（日）	倉吉市	平成29年度事業報告・決算 平成30年度事業計画・予算
■中四国青少年育成アドバイザー連合会総会	6/9（土）	岡山市	平成29年度事業報告・決算 平成30年度事業計画・予算
○青少年育成県民会議総会	5/24（木）	とりぎん文化会館	平成29年度事業報告・決算 平成30年度事業計画・予算
△全国青少年育成アドバイザー連合会総会	6/24（日） ～25（月）	宮城県松島町	総会と研修会
○第1回研修会	8月25（土） ～26（日）	岩美町	講演等
■中四国青少年育成アドバイザー研究集会	9/28（金）～ 29（土）	山口県防府市	実践発表、講演会等
○第2回研修会（青少年育成推進指導員研修会と合同）	11月中旬	中部	講演等
○第3回研修会	H31. 2/9（土）	倉吉市	講演・演習等
▲全日本アドバイザー養成講座	2/22（金） ～24（日）	東京オリンピックセンター	講義・演習
○アドバイザー通信	随時		会員の意見、研修報告等
○HP更新	随時		
* その他、会長は、中四国・全日本各役員会等に出席予定。			

* 記号は以下の通り ○鳥取県 ■中四国 △全日本

平成30年度 鳥取県青少年育成アドバイザー 研修計画
(案)

回	月	対象者	内 容
1	8/ 25(土) - 26(日) 1泊2日 (1日 可)	青少年育 成アドバ イザー(+ 青少年 推進指導 員等)	① 講演「子ども食堂の取り組みの現状と課題」 講師 NPO法人() ・県東部における子ども食堂の現状と課題 ② 演習「子ども食堂での食事作り体験と会食」 ③ 情報交換会 「もう少し聞きたい各地域の活動！」
2	11/()	青少年育 成推進指 導員+アド バイザー+青少年 育成関係 者等	【県民会議・推進指導員研修会と共催】(案) ① 「青少年育成にかかわって思うこと」 提言 県青少年育成アド 万木副会長 ② ()未定 (案)候補：西上さん or 清水さん ③ 情報交換会 「わが町の子どもの未来について語り合う」
3	H31 2/9 (土)	青少年育 成アドバ イザー+ 青少年 推進指導 員等	① 講演「子どもを取り巻くSNSの現状と課題」 講師：NPO子ども未来ネットワーク () ② 青少年並びに保護者の相談の実際 ～民生児童委員の取り組みを通して 講師：東さん・松原さん ③ 情報交換会 「これからの青少年育成について」

平成30年度 鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 予算書(案)

収入の部

単位:円

科目	H30年度予算額	H29年度予算額	増減額	備考
繰越金	29,516	37,770	△8,254	
会費	42,000	42,000	0	3,000 × 14名
助成金	45,000	45,000	0	県民会議より
雑収入	0	0	0	
計	116,516	124,770	△8,254	

支出の部

単位:円

科目	H30年度予算額	H29年度予算額	増減額	備考
謝金	10,000	10,000	0	研修会講師謝金等
旅費	60,000	60,000	0	他県での研修旅費
庁費 小計	25,000	30,000	△ 5,000	
消耗品費	0	0	0	
印刷製本費	5,000	5,000	0	アドバイザー通信印刷
通信運搬費	5,000	10,000	△5,000	「アドバイザー通信」送料、例会案内
借料損料	10,000	5,000	5,000	会場費
会議費	5,000	10,000	△5,000	会議・お茶代
負担金	13,000	13,000	0	全国、中・四国、県民会議
予備費	8,516	11,770	△3,254	
計	116,516	124,770	△ 8,254	

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、鳥取県青少年育成アドバイザー協議会という。

2 この会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、次のことを目的とする。

- (1) 地域の青少年健全育成活動に対する支援
- (2) 会員の資質の向上と、活動の場の拡大
- (3) 会員相互の情報交換と親睦
- (4) 青少年育成アドバイザーの地位の確立と向上

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関する事業
- (2) 情報交換及び交流に関する事業
- (3) 会報の発行
- (4) その他、この会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 この会は、次の者を会員とする。

- (1) 旧(社)青少年育成国民会議から認定された「青少年育成アドバイザー」
 - (2) 国民会議が実施する「青少年指導者のための通信教育」の受講生
全日本青少年育成アドバイザー連合会から認定された「青少年育成アドバイザー」
- 2 この会を退会しようとする者は、その意思を会長に申し出する。

(役員及び役員会)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名

(3) 事務局長 1 名

(4) 幹事 1 名

(5) 監事 2 名

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(顧問及び特別会員)

第 6 条 この会に顧問及び特別会員を置くことができる。

(役員を選任)

第 7 条 役員は総会で選出し、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第 8 条 総会は、年 1 回会長が招集する。ただし、役員会の要請があれば、会長はこれを招集しなければならない。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画と予算に関する事項

(2) 事業報告と決算に関する事項

(3) 役員を選出

(4) 規約の改廃に関する事項

(5) その他、重要事項

(会計)

第 9 条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) 助成金

(3) その他の収入

2 会費の額については、総会で決定する。

第 10 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日で終わる。

付則

この規約は、平成 6 年 4 月 9 日から施行する。

平成 30 年 5 月 27 日から施行する。